

会 議 録

- 1 名 称 第1回盛土に関する専門会議
- 2 議 題 等 (1) 盛土規制法に関する取り組みについて(概要)
(2) 区域指定について
- 3 開催日時 令和6年1月10日(水) 14時から15時
- 4 開催場所 北九州市役所本庁舎14階 141会議室
- 5 出席者(構成員)
廣岡 明彦、長 聡子、野田 翔兵、古川 裕子、森元 義男

6 経過(構成員発言内容)

【事務局説明】

- (1) 「盛土規制法に関する取り組みについて(概要)」の説明
(資料 P1 から 8)

【構成員意見】

- ① 区域指定の話と関わってくるが、市域の境界線については福岡県などと検討や調整をするのか。
- ② 福岡県の窓口はどちらになるのか。

【事務局回答】

- ① 期間内で調整を行う予定です。
福岡県と北九州市、福岡市、久留米市で連絡調整会議を開催しており、境界部については、情報共有しながら同様な指定方法になるよう調整を行います。
- ② 都市計画課になります。

【事務局説明】

- (2) 「区域指定について」の説明(資料 P8 から 13)

【構成員意見】

- ① 守るべき集落について、数字などで定義されていないのか。
- ② 空き家の問題なども多く出てくると思う。
- ③ 特盛区域における溪流等の上流域は、どれほどの上流域を考えているのか。
- ④ 現在運用している内容の工事許可申請は、年間通じて何件あるのか。
- ⑤ 行政における責任は、どのように変わってくるのか。

- ⑥ 既存盛土調査において、山間部の古い盛土などは、どのように把握していくのか。

【事務局回答】

- ① 集落の考え方は、原案を作成中のため、次回考え方を示したいと考えています。法律でも幾つか考え方があり、何が適切かを検討しています。
- ② 集落の対象にもいくつか考え方があり、実際に住んでいる住居のみにするのか、建築物を対象とするのかなど、検討を行っています。
- ③ 溪流を1つ1つ拾うのではなく、地形条件で一定以上の傾斜がある箇所を選定していくことになります。
- ④ 10件程度です。都市計画法による開発許可申請件数は、含まれていません。
- ⑤ 土地などの維持管理については所有者が責任をもって行うことになるが、行政は、安全性確保のための指導・運用などに積極的に取り組んでいくことになります。
- ⑥ 航空測量図などの地形データを収集し、併せて現地での確認も行っていきます。

7 問い合わせ先

建築都市局 計画部 開発指導課

電話番号 093-582-2644